

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：福井県知事

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.2% (93.4%)
任期の定めのない常勤職員以外の職員	79.9% (104.9%)
全職員	79.9% (86.2%)

※ () は医師を除いた割合

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.7% (98.8%)
本庁課長相当職	85.6% (95.6%)
本庁課長補佐相当職	91.6% (99.3%)
本庁係長相当職	98.0% (98.8%)

※ () は医師を除いた割合

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.6% (100.6%)
31～35年	96.6% (98.2%)
26～30年	93.8% (96.3%)
21～25年	87.5% (95.1%)
16～20年	87.7% (97.3%)
11～15年	91.9% (96.6%)
6～10年	91.5% (98.1%)
1～5年	78.7% (94.8%)

※ () は医師を除いた割合

【説明欄】

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は85.5%である。
- ・時間外労働時間について、女性に比べて男性の方が長く、男性の平均支給額を100とした場合、女性の平均支給額は47.2%である。
- ・会計年度任用職員について、当該職員の男女比は3：5であるところ、他の職種に比べて給与水準が高い医師または歯科医師の男女比は3：1であり、会計年度任用職員の給与総額に占める男性医師の給与の割合は15.1%、女性医師の給与の割合は4.0%である。
- ・勤続年数が1～5年の職員の男女比はほぼ1：1であるところ、他の職種に比べて給与水準が高い医師または歯科医師の男女比は4：1であり、当該勤続年数の職員の給与総額に占める男性医師の給与の割合は17.5%、女性医師の給与の割合は3.5%である。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
 ※ 福井県が一つの雇用主としての立場から、知事部局、議会局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局の職員を対象として、一括した数値を公表